

農機具共済

のづきくん

共済掛金の納入は
口座振替で
お願いします

1年間の事故を補償

火災共済

損害共済

総合共済

3~7年の積立て
+事故の補償

火災共済

更新共済

総合共済



■本所・出雲支所
雲南事務所
仁多郡事務所

〒693-0004 出雲市渡橋町748-1
〒690-2404 雲南市三刀屋町三刀屋110-1
〒699-1822 仁多郡奥出雲町下横田277-1

☎0853-22-1478
☎0854-45-3635
☎0854-52-2470

■東部支所
隠岐事務所
海士駐在

〒699-0109 松江市東出雲町錦浜474-3
〒685-0104 隠岐郡隠岐の島町都万2016
〒684-0404 隠岐郡海士町大字福井1365-5 (キンニャモニャセンター内)

☎0852-52-6727
☎08512-6-9152
☎08514-2-1824

■石見支所
邑智事務所
浜田事務所

〒694-0064 大田市大田町大田イ652-5
〒696-0101 邑智郡邑南町井原1286-5
〒697-0006 浜田市下府町350-7

☎0854-82-0656
☎0855-95-1034
☎0855-22-1622

■石西支所

〒698-0003 益田市乙吉町イ598-1

☎0856-23-1950

★加入できる農機具は

- 県内に住み、農業に従事する方が所有または管理する農機具
- トラクター・コンバイン・田植機・乾燥機・農業用トラックなどの農業用機械が加入できます。
- 中古で購入された農機具は損害共済のみ加入できます。

★加入できる補償金額(共済金額)は

新調達価額の範囲で

3万円~1,000万円

まで加入できます

中古農機具は付保割合付き実損てん補特約を付加し中古購入価格まで

★支払対象となる事故は

※事故とは偶発的に生じたものをいい、日頃の積み重ねて生じた損害にはあてはまりません

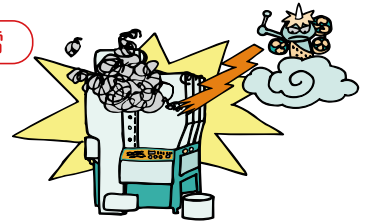
火災共済

低温貯蔵庫・乾燥機など
建物に設置された農機具に最適です。

火災



落雷



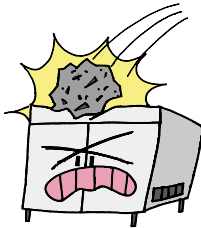
総合共済

幅広い補償で万一の事故に対応します。

火災・落雷

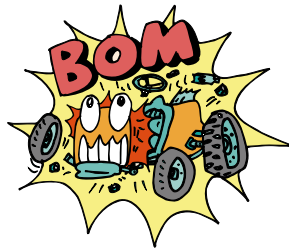


外部からの物体飛来



※隕石を含みます

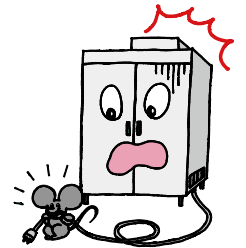
爆発



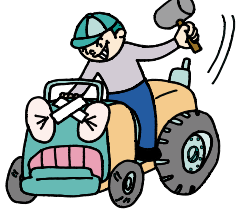
盗難



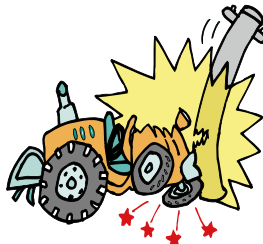
鳥獣害



第三者行為による
不可抗力のき損



衝突・接触



墜落・転覆



異物の巻き込み



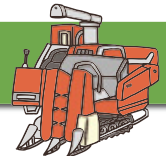
自然災害



※地震・噴火・津波は除きます

★支払対象にならない損害は

- 故意または重大な過失による事故
- 農作業以外の使用目的による事故
- 欠陥、磨滅、腐食、さびその他自然消耗による損害
- 故障によって発生した損害
- 凍結によって発生した損害
- 消耗部品のみが生じた損害
- 損害額が新調達価額の5%又は1万円のいずれか低い場合



★共済金支払には免責(10~100%)があります

- 事故発生通知の遅延...事故発生後、通知が1ヶ月以上遅れた場合(10~50%の免責)
- 格納中以外の事故(10%の免責)
- クローラのみ事故(50%の免責)
- 法令違反による損害(10~100%の免責)
- 点検整備不良による損害(50%の免責)

速やかにNOSAIにご連絡ください。

※詳しくは裏面をご覧ください



★事故があった場合のお支払いは

$$\text{免責後の損害額(損害額-免責額)} \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{新調達価額}} = \text{災害共済金}$$

例えば、新調達価額200万円のトラクターで稼働中の事故が発生し、損害額が50万円の場合

総合共済に 200万円 (満額)加入の場合				総合共済に 100万円 加入の場合			
免責後の損害額				免責後の損害額			
損害額	損害額	免責割合	× 200万円 =	損害額	損害額	免責割合	× 100万円 =
50万円	-(50万円×10%)		200万円	50万円	-(50万円×10%)		200万円
特約なしの支払 45万円				特約なしの支払 22.5万円			
臨時費用担保特約の支払 49.5万円				臨時費用担保特約の支払 24.7万円			

こんなに支払が違います。価額いっぱいのご加入をおすすめします。



★次のような特約があります

臨時費用担保特約

- ① **臨時費用共済金** / 事故の際、加入共済金額に*1損害割合を乗じた額の**10%**を加算してお支払いします。*1 免責後の損害額÷新調達価額
- ② **傷害費用共済金** / 事故が原因で、死亡(*2後遺障害)の場合または入院された場合共済金をお支払いします。
*2 傷害が治った後でも身体に残っている障害

死亡(後遺障害) 1名ごとに加入共済金額×**30%**(最高50万円)

30日以上入院 1名ごとに加入共済金額×**5%**(最高20万円)

付保割合条件付き実損てん補特約(損害共済のみ)

- ◎中古で購入された農機具を加入される場合はこの特約を付けていただきます。選択された割合により補償される特約です。詳しくはNOSAIまで。



地震等担保特約

- ◎地震及び噴火並びにこれらによる津波で損害を受けられた場合に共済金をお支払いします。

$$\text{損害額} \left[\begin{array}{l} \text{新調達価額の5\%に満たない場合は} \\ \text{対象になりません} \end{array} \right] \times \frac{\text{加入共済金額} \times 50\%}{\text{新調達価額}} = \text{災害共済金}$$

★共済掛金(1年間)

加入金額	◎損害共済掛金表《臨時費用担保特約付き》				◎更新共済掛金表《年払い方式》《臨時費用担保特約付き》					
	100万円	300万円	500万円	1,000万円	責任期間	100万円	300万円	500万円	1,000万円	
火災共済 全機種	803円	2,409円	4,015円	8,030円	7年	141,673円	425,019円	708,365円	1,416,730円	
総合共済	普通物件	6,890円	20,670円	34,450円	68,900円	7年	146,590円	439,770円	732,950円	1,465,900円
	農用トラック	18,150円	54,450円	90,750円	181,500円	5年	212,450円	637,350円	1,062,250円	2,124,500円
	畜産用機具	22,840円	68,520円	114,200円	228,400円	7年	160,240円	480,720円	801,200円	1,602,400円

無事故割引・有事故割増をおこなっています。(損害共済のみ)

農機具一台ごとに、1年間の事故の有無で、掛金を割引または割増する仕組みです。

割増割引	事故があれば ←			新規加入基本等級	→ 事故がなければ	
	割 増				割 引	
等級(係数)	1 (2.00)	2 (1.70)	3 (1.35)	4 (1.00)	5 (0.97)	6 (0.95)
普通物件100万円の掛金例	13,780円	11,713円	9,301円	6,890円	6,683円	6,545円

★復旧義務があります

NOSAIが損害を確認した後、速やかに業者に修理を依頼して下さい。原則として事故日から**1年以内に修理されなかった場合は、共済金が減額されます。**損害額を新品購入価額(新価)まで補償するため、加入者の皆様に義務付けているものです。

◎農機具共済重要事項説明書◎

- 契約概要・注意喚起情報・其他のご注意点・個人情報取り扱いなど、ご契約に関する重要事項について記載したものですので、内容を十分ご確認ください。
- 加入申込書への証は、本書面の説明確認を兼ねております。
- 約款については、NOSAI島根ホームページ(<http://www.nosai-shimane.jp/>)にも掲載しておりますので、ご参照ください。

I. 契約概要のご説明

1. 種類と仕組み

①共済の種類

NOSAIが実施する農機具共済は、次の2種類の共済があります。

- ・農機具損害共済
- ・農機具更新共済

②仕組み

農機具損害共済・更新共済は、稼働中の事故をはじめとする様々な偶発の事故により、ご加入いただいた農機具及び付属装置が損害を受けたときに災害共済金をお支払いします。また、農機具更新共済では、農機具損害共済の対象事故による災害共済金のほかに、全損などによる共済責任の終了または責任期間の満了に伴う経年減価を損害とみなし、減価共済金をお支払いします。

2. 共済掛金等の払込み方法

共済掛金等の払込み方法には、口座振替をお勧めしております。加入申込の際にお申出ください。

II. 注意喚起情報のご説明

1. 告知義務・通知義務等

(1)ご契約時の注意事項（告知義務—加入申込書の記載上の注意事項）

契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項としてNOSAIが告知を求めたもの（★告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。

(2)ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務事項等）

ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目（通知事項）の変更・訂正があった場合には、遅滞なくNOSAIにご通知ください。

2. 損害防止義務

共済契約者は共済目的について通常の管理や操作を怠ってはならず、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。

3. 復旧義務

共済契約者は共済目的に損害が発生した場合には、原則として1年以内に復旧しなければなりません。復旧を行わなかった時は、時価損害額で共済金を算定します。

4. 重大事由による解除

共済金を支払わせることを目的として起こした事故などの場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

5. 更新共済税務上のお知らせ

更新共済において共済責任を満了されたときには、満期共済金をお支払いします。なお、満期共済金が100万円を超える場合には、所得税法のためにより管内の税務署へ氏名・満期共済金の届出をします。又、一括前納加入された場合で共済責任期間が3年、4年、5年の場合、あるいは5年以内に解約をされた場合、源泉分離課税の対象となります。

6. NOSAIの解散時等の取扱い

NOSAIは行政の指導の下、事業の健全な運営に努めるとともに、共済金の確実な支払いに努めております。但し、財務状況によっては共済金を削減されることがあります。また、解散せざるをえなくなったとき、農業保険法では契約を終了し、まだ経過していない共済責任期間に対応する共済掛金は、加入者に払い戻すことになっております。また、更新共済では積立金も払い戻します。

III. その他のご説明

1. 注意喚起情報のほかにご注意いただきたい事項

(1)超過共済による共済金額の減額

①ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、ご契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、ご契約者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。

②ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、ご契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

(2)掛金等の返還・追加

・通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により掛金等の返還又は追加請求をいたします。

・解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

2. 事故が起こった場合の手続き

事故が発生した場合遅滞なくNOSAIにご連絡ください。連絡が1ヶ月以上遅れると共済金が免責されます。

IV. 個人情報の取扱いについて

加入の内容、申込書記載事項やその他知り得た情報（以下「個人情報」といいます。）については、当組合が、引受の判断、共済金の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」といいます。）します。また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済の案内等のために業務で必要な範囲で利用することがあります。

当組合は、法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険と支払分担を行う場合、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

◎農機具共済の免責基準と免責割合◎

事故発生通知の遅延による免責	免責割合
1ヶ月以上3ヶ月未満	10%
3ヶ月以上6ヶ月未満	20%
6ヶ月以上	50%

事故形態による免責	免責割合
格納中以外の事故	10%

消耗部品に準じる部品の免責	免責割合
エンジン(周辺部品を含まない場合)	100%
動力噴霧機のホース	100%
コンバイン、トラクタ等のクローラ(周辺部品を含まない場合)	50%

管理・操作上の過失による免責	免責割合
公道上で道路交通法違反(無免許運転、速度超過、酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無灯火運転、追越し違反、信号無視、指定場所一時不停止等、踏切不停止等、携帯電話使用等)により生じた事故による損害	100%
公道上で合図不履行により生じた事故による損害	50%
公道上で徐行場所違反により生じた損害	30%
積載物重量制限超過により生じた事故による損害	10%
雪道、凍結道でのタイヤチェーン、スノータイヤ等不履行により生じた事故による損害	50%
エンジン始動時のギヤーのはずし忘れ等により生じた損害	10%
停止時及び駐車時の転落等防止装置(サイドブレーキ、ギヤー等、タイヤへの歯止等)の不履行により生じた損害	20%
冬期間中に冷却水の抜き忘れによる凍結破損・破裂	100%
点検整備不良による事故	50%

◎下記の消耗部品のみが生じた損害は支払対象外です

ベルト類、ワイヤー類、各種チェーン、ホース・パイプ類、オイル（エンジン、ミッション、油圧、ブレーキ等）、グリス、バッテリー及び液、オイルフィルター、カートリッジ、エアクリーナ、エレメント、燃料フィルタ、ベアリング類、ヒューズ・プラグ類、電球・ランプ類、タイヤ（チューブ、ゴム）、摺動部品、植付爪（田植機）、刈刃、こぎ刃、カッター刃、受け網、掻込みホイール、タイン（コンバイン）

事故・異動（買替え、譲渡、廃棄）があった時は、速やかにNOSAIへご連絡下さい